

○放送法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第68号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">放送法関係審査基準</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 <u>地上基幹放送の業務の認定等（第3条・第4条）</u></p> <p>第3章 <u>衛星基幹放送の業務の認定等（第5条－第10条）</u></p> <p>第4章 <u>一般放送の業務の登録等（第11条－第14条）</u></p> <p>第5章 <u>受信障害区域における再放送（第15条・第16条）</u></p> <p>第6章 <u>認定放送持株会社の認定（第17条・第18条）</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この<u>訓令</u>は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）  <u>第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）</u>  <u>及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。</u></p> <p>（用語の定義）</p>	<p style="text-align: center;">放送法関係審査基準</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 <u>有料放送の契約約款の認可（第3条・第4条）</u></p> <p>第3章 <u>委託放送事業の認定等（第5条－第8条）</u></p> <p>第4章 <u>認定放送持株会社の認定（第9条・第10条）</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この<u>達</u>は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）  <u>第52条の4第3項の規定に基づく有料放送の契約約款の認可、第52条の13第1項の規定に基づく委託放送業務の認定及び第52条の17第1項の規定に基づく委託放送事項の変更許可並びに第52条の30第2項（法第52条の36第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。</u></p> <p>（用語の定義）</p>

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

[削除]

第2条 この達において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

## 第2章 有料放送の契約約款の認可

(趣旨)

第3条 法第52条の4第3項の規定による有料放送の契約約款の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(有料放送の契約約款の認可)

第4条 有料放送の契約約款の認可は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 役務の料金以外の提供条件については、有料放送事業者及びその受信者の責任に関する次の事項が適正かつ明確に定められていること。

ア 契約の締結に関する事項

契約の単位、申込み手続、契約の成立、契約の有効期間

イ 役務の提供に関する事項

役務の提供開始時期、提供方法

ウ 料金の支払いに関する事項

料金額、支払い期日、支払い方法等

エ 役務の停止等に関する事項

不可抗力による役務の停止、障害時の措置等

オ 契約の解除、変更等に関する事項

解除事由、変更手続、契約上の地位の承継等

カ 受信者の個人情報の保護に関する事項

## 第2章 地上基幹放送の業務の認定等

### (認定等の基準)

第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- (2) 認定等を受けようとする者（以下「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- (3) 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実であると認められるものであること。
- (4) 地上基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。

#### ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年総務省告示第696号）に基づく個人情報の適正な取扱いに関する措置又は同等の措置

- (2) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

人種、信条、性別、社会的身分その他これらに類する事由による差別的取扱いのほか、合理的な理由がなく、同一サービス内容について、特定の視聴者に対し不当な料金格差を設ける等の差別的取扱いが定められているものでないこと。

イ 事業開始以後の継続性

事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な収入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始以後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

(5) 法第93条第4項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。

(6) 地上基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第114条まで及び第116条から第121条までの規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による地上基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(8) 法第93条第1項第4号、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(平成23年総務省令第82号。以下「自由享有基準」という。)及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成23年総務省令第83号。以下「認定放送持株会社の子会社に関する特例」という。)に規定する要件に適合していること。

(9) 自由享有基準第3条第1項第3号及び認定放送持株会社の子会社に関する特例第4条第1項第3号において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

(10) 自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の

有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員（以下「理事等」という。）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(11) 認定等をする事が基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙1の基準に合致すること。

(12) 当該業務を行おうとする者が法第93条第1項第6号イからルまでの各規定に該当しないこと。

(資料の提出)

第4条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(趣旨)

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。

- (2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。

衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収

第3章 委託放送業務の認定等

(趣旨)

第5条 法第52条の13第1項による委託放送業務の認定及び第52条の17第1項による委託放送事項の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行なう。

- (1) 受託放送役務の提供を受けることが可能であること。

放送普及基本計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者において、現に受託放送役務の提供をしていない周波数があり、申請に係る委託放送業務を確実に実施できること。

- (2) 委託放送業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

委託放送業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、財政的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

(同左)

イ 事業開始以後の継続性

(同左)

入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

(3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員を配置することや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第122条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(5) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあつては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの

(3) 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのものとして規定される規則第17条の8に合致すること。

この場合において、規則第17条の8の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとする。

議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、信託契約に基づき、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。））が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（そ

又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(6) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(7) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第6号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。

（優先順位）

第7条 衛星基幹放送の業務に関し前条各号に適合する衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙3の基準により比較審査を行うものとする。

[削除]

（認定の際の指定事項の指定の方法）

第8条 指定事項（法第94条第1項各号に掲げる事項（規則第70条の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。）をいう。以下同じ。）の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

（放送事項の変更許可の基準）

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当

の議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(4) 認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙1の基準に合致すること。

(5) 当該業務を行おうとする者が、法第52条の13第1項第5号イからリまでの各規定に該当しないこと。

（優先順位）

第7条 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に適合する委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、別紙2の基準により比較審査を行うものとする。

2 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に適合する委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合には、同条第1号から第4号までに適合する度合いから見て最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとする。

（認定の際の指定事項の指定の方法）

第7条の2 指定事項（法第52条の14第1項各号に掲げる事項（規則第17条の14の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。）をいう。以下同じ。）の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

（委託放送事項の変更許可の基準）

第8条 法第52条の17第1項の規定による委託放送事項の変更の許可を

たつては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務（放送衛星業務用の周波数以外の周波数（国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下別紙3において同じ。））を使用するものに限る。）の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等（一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。）の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であつて、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の業務の放送事項に、廃止する衛星基幹放送の業務の放送事項の全部又は一部を加える場合は、衛星基幹放送の業務の同一性は失われないものとみなす。

#### （資料の提出）

第10条 この章に規定する審査を行うに当たつて必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

### 第4章 一般放送の業務の登録等

#### （登録）

第11条 法第126条第1項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、登録を行うものとする。

#### （登録の拒否）

行うに当たつては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該委託放送事項の変更により当該委託放送業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の委託放送業務（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）の認定を受けている者が、当該委託放送業務の伝送容量等（一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。）の合計の範囲内で、一部の委託放送業務を廃止するとともに他の委託放送業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であつて、伝送容量等を増加する委託放送業務の委託放送事項に、廃止する委託放送業務の委託放送事項の全部又は一部を加える場合は、委託放送業務の同一性は失われないものとみなす。

第8条の2 この章に規定する審査を行うに当たつて必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第12条 法第126条第2項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 法第103条第1項又は第104条（第5号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 法第131条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- (4) 電波法第75条第1項又は第76条第4項（第4号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- (5) 法人又は団体であつて、その役員が前各号のいずれかに該当する者であるもの
- (6) 一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者

次の各要件に該当する場合は、技術的能力を有するものと認める。

ア 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を規則第5章第2節に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この章において「設備維持業務」という。）を確実に実施するため、適正に要員が配置されていることや緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備維持業務を確実に実施することができる必要な能力を有していること。

(ア) 設備維持業務を自ら行う場合

設備維持業務に従事する者が、実務経験等からみて設備維持業務を行うに必要な能力を有する者と認められるものであること。

(イ) 設備維持業務を電気通信事業を営む者その他の者に委託する場合

設備維持業務を受託する者が、実務経験、事業実績等からみて設備維持業務を行うに必要な能力を有する者と認められるものであること。

(7) 法第136条第1項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者

申請書の添付書類その他これに準ずるもの等により、利用しようとする一般放送の業務に用いられる電気通信設備を、次の基準に照らして確実に利用できる」と認められる場合は、当該設備を権原に基づいて利用できる者と認める。

ア 衛星一般放送

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備は、次に適合するものであること。

(ア) 法第136条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第148条において準用する第104条から第115条までの規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

(イ) 法第136条第2項第2号の規定による衛星一般放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

イ 有線一般放送

有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備は、次に適合するもの

であること。

(ア) 安全・信頼性基準

法第136条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置は、規則第151条から第154条までの規定に従い、別添1による措置が講じられていること。

(イ) 品質基準

法第136条第2項第2号の規定による一般放送の品質は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）によること。なお、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令に規定する技術基準については、複数の波長の光を多重して伝送する場合の光の波長は、別添3に掲げるものであること。ただし、別添3に掲げる波長以外の光にあっては、当該光以外の光に対して、映像、音声、その他の音響又はデータに障害を与えないものであることを確認すること。

（登録の処理期間）

第13条 法第126条並びに規則第134条及び第136条の定めるところにより、所定の事項を記載した申請書及び添付書類の提出があった場合は、次の各号により登録又は登録の拒否を行うものとする。

- (1) 申請者が法第128条各号のいずれにも該当しないときは、原則として申請の日から1箇月以内に法第127条第1項の規定に基づき登録を行う。
- (2) 登録の申請の日から1箇月以内に登録を実施することができないおそれがある場合は、申請の日から3週間以内にその旨を申請者に通知する。この場合においては、申請の日から1.5箇月以内に登録又は登録の拒否を行う。
- (3) 登録を行ったときは、法第127条第2項の規定に基づき、遅滞なく、

その旨を文書により申請者に通知する。

(登録の準用)

第14条 第11条から前条までの規定は、法第130条第1項の変更登録について準用する。この場合において、第11条中「法第126条第1項の登録」とあるのは「法第130条第1項の変更登録」と、第12条中「法第126条第2項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「法第130条第2項の申請書を提出した者が次の各号（第3号を除く。）」と、第13条中「法第126条並びに規則第134条及び第136条」とあるのは「法第130条及び規則第140条」と、「法第128条各号」とあるのは「法第128条各号（第3号を除く。）」と読み替えるものとする。

第5章 受信障害区域における再放送

(区域に係る基準)

第15条 規則第161条第1項第2号に定める指定再放送事業者の指定に関する基準のうち有線テレビジョン放送を行う区域に係るものについては、規則160条第1項に掲げる区分に応じ、それぞれ、登録一般放送事業者である有線テレビジョン放送事業者が次の各号に掲げる基準のいずれかを満たすものであることとする。

- (1) 受信障害区域内のみにおいて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域のみを業務区域とすること。
- (2) 受信障害区域の属する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては、区とする。以下「市町村」という。）に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域については、前号の要件を満たす

ものであり、受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村については次号の要件を満たすこと。

(3) 有線テレビジョン放送を行う場合（前2号に掲げる場合を除く。） 次のいずれかを満たすこと。ただし、河川が市町村の区域を分断している等地形上やむを得ない区域その他の自然的社会的文化的諸事情に照らし業務区域とすることが必ずしも適切であると認められない区域がある場合については、これらの事情を勘案することとする。

ア 現に有線テレビジョン放送を行う一の市町村の最近の国勢調査の結果による人口集中地区の大半が業務区域に含まれており（当該人口集中地区が存在しない場合を除く。）、かつ、当該一の市町村の区域の大半を業務区域とし、又は当該一の市町村における業務区域に係る引込端子数が当該一の市町村の総世帯数の大半に当たる数であること。

イ アの要件に該当する業務区域において有線テレビジョン放送を行うことに関し、有線電気通信設備の設置計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものと認められること。

第16条 法第140条に定める受信の障害が発生している区域とは、次に掲げる区域をいう。

(1) デジタル放送を行う放送局の電界強度（地上10メートルの高さにおけるものとする。）が、51dB $\mu$ V/m未満である区域

(2) 混信により、テレビジョン放送の良好な受信ができないか又は困難である場合であって、当該混信を容易に解消することができないと認められる区域

#### 第6章 認定放送持株会社の認定

(趣旨)

第17条 法第159条第2項の規定による認定放送持株会社の認定を行う

#### 第4章 認定放送持株会社の認定

(趣旨)

第9条 法第52条の30第2項の規定による認定放送持株会社の認定を行

に当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

**第18条** 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 2以上の基幹放送事業者(当該2以上の基幹放送事業者に1以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。)をその子会社とし、又はすることが認められること。

(2) 申請対象会社が株式会社であること。

(3) 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。

(4) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者として規則第183条各号に掲げる者の株式の取得価額の合計額の規則第184条の規定による当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100分の50を超えることが確実であると見込まれること。

この場合において、規則第183条第3号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る収入又は資産の合計金額の当該業務を行う者の総収入又は総資産の額に対する割合が100分の50を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の基幹放送事業者のために行う次の業務をいうものとする。

ア 放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する業務

イ 基幹放送事業者に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送に必要な施設又は放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要な施設の管理に必要な人員を供給する業務

ウ 放送の進歩発達に必要な調査研究を行う業務

エ 基幹放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務

なうに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

**第10条** 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 2以上の一般放送事業者(当該2以上の一般放送事業者に1以上の地上系一般放送事業者(人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。)が含まれる場合に限る。)をその子会社とし、又はすることが認められること。

(2) (同左)

(3) 申請対象会社が、一般放送事業者でないこと。

(4) 申請対象会社の子会社である一般放送事業者及びこれに準ずる者として規則第17条の28の2各号に掲げる者の株式の取得価額の合計額の規則第17条の28の3の規定による当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100分の50を超えることが確実であると見込まれること。

この場合において、規則第17条の28の2第5号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る収入又は資産の合計金額の当該業務を行う者の総収入又は総資産の額に対する割合が100分の50を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の一般放送事業者のために行う次の業務をいうものとする。

ア (同左)

イ 一般放送事業者に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送に必要な施設又は放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要な施設の管理に必要な人員を供給する業務

ウ (同左)

エ 一般放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務

オ 基幹放送事業者の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務

カ 基幹放送事業者において放送される放送広告を制作又は販売する業務

キ 基幹放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務

ク 基幹放送事業者の放送業務に係る不動産を賃貸又は管理する業務

ケ 基幹放送事業者及び規則第183条各号に掲げる者(子会社に限る。)の管理を行う業務

コ 上記に掲げるもののほか、これらに類するもの

(5) 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

法第159条第4項に規定する事業計画書及び規則第188条第3号に規定する申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積りについては、その事業計画の内容に照らして客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業を実施できるものであること。

(6) 申請対象会社が、法第159条第2項第5号イからリまでの各規定に該当しないこと。

#### 別紙1 (第3条関係)

第3条(1)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

#### 記

1 放送番組の編集及び放送は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。

(1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。

(2) 政治的に公平であること。

オ 一般放送事業者の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務

カ 一般放送事業者において放送される放送広告を制作又は販売する業務

キ 一般放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務

ク 一般放送事業者の放送業務に係る不動産を賃貸又は管理する業務

ケ 一般放送事業者及び規則第17条の28の2各号に掲げる者(子会社に限る。)の管理を行う業務

コ (同左)

(5) (同左)

法第52条の30第4項に規定する事業計画書及び規則第17条の28の7第3号に規定する申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積りについては、その事業計画の内容に照らして客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業を実施できるものであること。

(6) 申請対象会社が、法第52条の30第2項第5号イからリまでの各規定に該当しないこと。

- (3) 報道は、事実をまげないですること。
- (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- (5) テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の業務を除く。）又は中波放送若しくは超短波放送を行う地上基幹放送の業務（協会のものに限る。）は、特別な事業計画によるものを除き、次の放送がいずれも行われ、かつ、全ての放送の間に調和が保たれているものであること。

ア 教育番組又は教養番組の放送

イ 報道を目的として行う放送

ウ 娯楽を目的として行う放送

- (6) テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務（総合放送を行うものに限る。）は、教養番組及び教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、一週間の放送番組中、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保し、放送番組の相互の間の調和を図ること。

2 教育的効果を目的とする放送を専ら行う地上基幹放送の業務であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。

- (1) 一週間の放送時間（補完放送（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第28号の17に規定する補完放送をいう。以下同じ。）であって、テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。（1）において同じ。）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。この場合において、教育番組の放送時間が100%に満たないものであるときは、その残りの放送時間の大部分が教養番組の放送によって占められるものであること。また、補完放送であって、テレビジョン放送の映像に伴うもの

以外のものの放送を行うときは、教育番組又は教養番組をできる限り多く設けるものであること。

(2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。

(3) (1)に規定する放送以外の放送の業務を行うときは、その内容、分量及び配列が(1)に規定する放送の実施に支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。

3 学園の放送の業務であるときは、2にかかわらず次に掲げるところに合致するものであること。

(1) 一週間の放送時間において、その全てが学園が設置する大学（以下「放送大学」という。）の教育課程に定める授業科目の授業として行われる放送（以下「授業放送」という。）及び放送大学に関する告知放送によって占められるものであること。

(2) (1)の場合において、授業放送以外の放送を行うときは、その分量及び配列が授業放送に支障を与えないものであること。

4 臨時目的放送を専ら行う地上基幹放送の業務であるときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。

5 テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。

6 申請者（学園及び臨時目的放送の業務を行おうとする者を除く。8において同じ。）は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。

- 7 6の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 外国語放送の業務を行う地上基幹放送の業務にあつては、国際交流の増進を目的として、外国語による放送を通じて日本人が海外の文化、産業その他の事情を理解すること及び本邦に居住又は滞在する多くの国籍の外国人が我が国の文化、産業その他の事情を理解することに資するものであること。
- 10 その地上基幹放送の業務を行うことにより一の地上基幹放送の放送対象地域内において又は放送対象地域の大部分を共通にして二以上の地上基幹放送の業務を行う者がいることとなる場合に、その地上基幹放送の放送番組が他の地上基幹放送の放送番組と一日の放送時間（補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。）の3分の1以上完全に同一のものとなつてはならないこと。ただし、次に掲げる地上基幹放送については、この限りでない。
- (1) 放送の種類を異にする地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送
  - (2) 同一周波数による地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送
  - (3) 試験放送
  - (4) 総務大臣が放送番組及び受信機の状況等によりその地方及び受信者が受ける利益、事業経営の合理性、過去の業績等を参酌し、公益上特に必要があると認められる地上基幹放送
- 11 地上基幹放送の業務（試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務を除く。）は、毎日放送を行うものであること。ただし、テレビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送の業務は、この限りでない。
- 12 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務（当該放送の電波に重畳して

多重放送を行う地上基幹放送の業務を含む。以下同じ。）にあつては、11にかかわらず、できる限り毎日（スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設であつて季節的に利用されるものの整備された区域における季節的な需要に応えるためのコミュニティ放送を行う基幹放送局にあつては、当該需要に応えるために必要な期間内においてできる限り毎日）放送を行うものであること。

13 地上基幹放送の業務の放送の時間であつて、他人の利用に供するものについては、その利用の度合において一部の利用者の独占となるものでないこと。

14 試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務の場合は、その放送番組は、その局の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

15 国際放送を行う地上基幹放送の業務は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

(1) 海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するもの又は我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するものであること。

(2) 申請者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従つて放送番組の編集及び放送を行うものであること。

(3) 申請者は、審議機関を設置するものであること。

(4) 国際放送を行うための十分な計画を有し、かつ、これを確実に実施することができるものであること。

16 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、12の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

(1) コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等を受けようとする者が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域（以下「放送を行おうとする地域」という。）は、一の市町村の一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域（以下「隣接する一部の区域」という。）を併せた区域とすることができ、さらに、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない。

（注1）隣接する市町村との地域的一体性が認められる場合とは、市町村の広域連合といった行政的一体性、地域の主要産業、観光、商業といった経済圏としての一体性が認められる場合をいう。

（注2）住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合とは、公立の小中学校への通学、日常生活の用に供する食料品等の買い物、日刊新聞紙の折り込み広告等地元情報の日常的な流通等、住民が日常生活や社会生活を営む上で一つのコミュニティとしての一体性があり、同じ地域情報を共有する観点から一の放送を行おうとする地域とすることが相当と認められる場合をいう。

(2) 認定等の主体としては、次の各条件に適合しているものであること。

ア 認定等を受けようとする者は、法人格を有する団体（設立準備中の法人を含む。）であることが望ましい。

イ 申請者の事業目的が、法の趣旨に照らした公共性を有し、かつ、大きな社会的影響力を有する放送事業を行うのに不適切な内容のものでないこと。

ウ 申請者が次に規定するもの場合は、ア及びイによるほか次の条件に適合しているものであること。

(ア) 有線一般放送の業務を行う一般放送事業者

原則認定等の主体として認めないが、申請者が放送を行おうとする地域において、他にコミュニティ放送の業務の認定等を受けようとする者がいないこと、放送を行おうとする地域の住民からコミュニティ放送を行うことについて強い要望があること等の事情から、一般放送事業者がコミュニティ放送を行うことが、当該地域におけるコミュニティ放送の普及等のため特に必要があると判断される場合に限り、認定等の主体として認める。

(イ) 公益法人

当該公益法人（公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人をいう。）の所管庁の監督権が番組編成権に及ばないことを確認した上で認定等の主体として認める。

(3) 地域密着性の確保のため、次の各条件に適合しているものであること。

ア 放送番組の編集

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報（地域の行政情報・タウン情報・交通情報・観光情報等）に関する番組等、当該地域の住民の要望に応える放送が、1週間の放送時間の50%以上を占めていることが望ましい。

イ 役員等

発起人及び役員（予定者を含む。）については、できる限り放送を行おうとする地域内に住所を有する者であること。

また、主たる出資者（予定者を含む。）についても、できる限り放送を行おうとする地域に住所を有する者（当該地域に事業活動の拠点（支社、支店等）を有する者を含む。）であること。

ウ 審議機関の委員

審議機関の委員は、できる限り放送区域内に住所を有する者であるこ

と。

(4) 地方自治体の意見照会について

ア 審査の参考とするため、当該放送の業務を行おうとする地域が、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域であり、公共の福祉の増進に寄与するものであるかどうか等について、当該市町村長に意見を照会すること。

複数市町村に対して放送を行おうとする場合も、当該複数市町村に対して照会をすること。

なお、地形、地勢等の理由により、やむを得ず放送を行おうとする地域以外で放送区域になってしまう市町村に対しては、照会の必要はない。

イ 当該放送の業務を行おうとする地域の周辺の市区町村を通じて新たなコミュニティ放送の業務の計画の情報等について調査すること。

17 イベント放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) イベント放送を行おうとするイベントは、次の各条件に適合しているものであること。

ア 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する等国又は地方公共団体が当該イベントに関与しているものであること。

イ 参加者又は入場者を限定しないものであること。

ウ 会期は、原則として6か月以下であること。

エ 同一場所で継続して行うものであること。

オ 放送の業務を行うことが、特に必要と認められ、かつ、当該イベントの計画に組み込まれていること。

(2) 認定等の主体としては、イベントの主催者（国又は地方公共団体を除

く。)又はイベントの主催者の委託により当該イベント全般の運営を行う者であること。

(3) 放送対象地域は、イベント会場及びその周辺であること。

(4) 放送番組は、イベントの円滑な運営に資するとともに、これに参加し、又は入場する者の利便及び安全を確保するために必要な範囲内のものであること。

18 臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

(2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

19 コミュニティ放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等の主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。

ア コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送の業務の認定等を受けようとする者（以下この項において「コミュニティ放送事業者」という。）であつて、当該コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

イ コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

(2) 地域密着性の確保のため、16(3)の条件に適合しているものであること。

20 イベント放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務の

認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等の主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 認定等の主体としては、イベントの主催者（国又は地方公共団体を除く。）又はイベントの主催者の委託により当該イベント全般の運営を行う者であって、イベント放送局の無線設備を利用して多重放送を行おうとするもの。

イ 地上基幹放送事業者が開設するイベント放送局の無線設備を利用して多重放送を行おうとするもの。

(2) 放送対象地域は、イベント会場及びその周辺であること。

(3) 放送番組は、イベントの円滑な運営に資するとともに、これに参加し、又は入場する者の利便及び安全を確保するために必要な範囲内のものであること。

21 臨時災害放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等の主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 認定等の主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であって、自らが行う臨時災害放送に重畳して多重放送を行おうとするもの。

イ 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する臨時災害放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。

(2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

22 その他

(1) 地上基幹放送の業務に用いられる演奏設備は、次のとおりであること。

ア 演奏設備とは、主調整装置、演奏室、調整装置等とする。

イ 主調整装置が放送対象地域外に設置される場合においては、放送対象地域内にある主要な演奏設備がある場所を第1演奏所とする。

(2) 中継局の演奏所設備

中継局において、親局と異なる放送番組の放送を行う場合の当該中継局の演奏所は、次のとおりであること。(別図①～⑤参照)

ア 親局の演奏設備を利用して親局と異なる放送番組(広告(CM)のみの場合を含む。)を放送する事業計画を有するものであること。(別図③参照)

イ 親局の演奏設備から番組の供給を受けるとともに、当該中継局において親局と異なる放送番組の制作をしているものであること。(別図④参照)

(3) 緊急警報放送

緊急警報放送は、次のとおりであること。

ア 災害の発生の予防又は被害の軽減に資するために緊急警報信号を使用して、災害に関する放送を行うものであること。

イ 災害対策基本法第57条の規定に基づく災害対策基本法施行令第22条の規定により基幹放送事業者と都道府県知事等との間に緊急警報信号の使用について協定が締結されているか又は締結の見込みがあること。

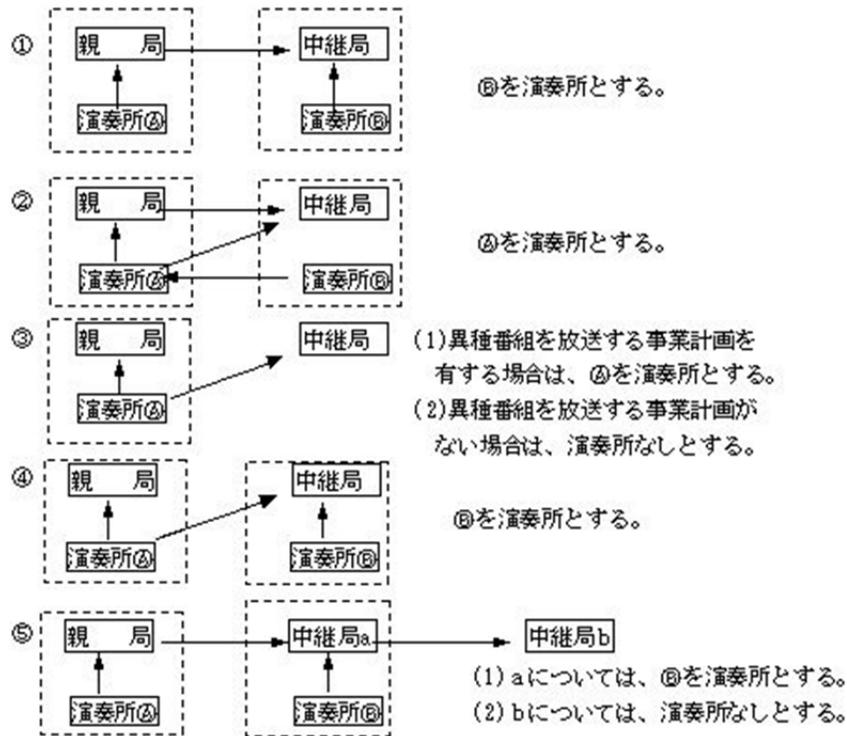
ウ 緊急警報信号を前置して行う津波警報が迅速かつ正確に伝達されるよう、基幹放送事業者は、その地域を管轄する管区气象台(沖縄は沖縄气象台)等から情報を得ること。

エ 上記イ及びウの情報伝達体制及びこれに関する連絡責任者が明らかであること。

オ 使用する地域符号は、地域共通符号並びに当該基幹放送事業者の放送対象地域（中波放送についてはテレビジョン放送の放送対象地域に準ずる地域。以下同じ。）の県域符号及び広域符号とする。ただし、短波放送及び衛星を利用した放送の場合は、この限りでない。

カ 基幹放送事業者が当該事業者の放送対象地域以外の地域の県域符号を使用する場合は、当該基幹放送事業者の放送対象地域以外の地域の相当部分（おおむね総世帯数の10分の1以上とする。）が当該基幹放送事業者の基幹放送の業務に係る放送局の放送区域内であること、又は当該基幹放送事業者の放送について、相当数の者（おおむね5万世帯以上とする。）による日常的な視聴実態があること。

別図



別紙2（第6条関係）

第6条(6)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者（以下別紙2において「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
  - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
  - (2) 政治的に公平であること。
  - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
  - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
  - (1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。

別紙1（第6条関係）

第6条(4)による審査は、関係法令、放送普及基本計画、放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 （同左）
- 2 （同左）
  - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
  - (2) （同左）
  - (3) （同左）
  - (4) （同左）
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら委託して行なわせる者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
  - (1) （同左）

- (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
- (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。

- (2) (同左)
- (3) (1)に規定する放送以外の放送を委託して行なわせるときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を委託して行なわせることに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら委託して行なわせるときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を委託して行なわせる放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法第3条の5に規定する放送を専ら委託して行なわせる委託放送業務の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法第3条の3第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第3条の4第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 (同左)

- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による衛星基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。

[削除]

- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が衛星試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福

- 10 学校向けの教育番組の放送を委託して行わせる場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務は、毎日放送を委託して行なわせるものであること。
- 12 (同左)
- 13 受託内外放送を委託して行わせる場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による委託放送業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 (同左)
- 17 放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制の整備が図られるものであること。
- 18 有料放送を委託して行わせる場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 19 その業務が放送試験業務を委託して行なわせるものであるときは、1から18までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) (同左)

社に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。

- (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
- (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

### 別紙3（第7条関係）

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき衛星基幹放送の業務の順位は、次に掲げる順序による。
  - (1) 高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。
    - ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトランスポンダ数を超えないことが指定事項に明確に記載されていること。
    - イ 一週間当たりの放送時間（当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであることが委託放送事項に明確に記載されていること。
  - (2) 標準テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務（高精細度テレビジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時

(2) （同左）

(3) （同左）

### 別紙2（第7条関係）

特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき委託放送業務の順位は、次に掲げる順序による。
  - (1) 高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。
    - ア （同左）
    - イ （同左）
  - (2) 標準テレビジョン放送を行う委託放送業務（高精細度テレビジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に

間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。)

- (3) 超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送の業務
- (4) その他の衛星基幹放送の業務

2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。

(1) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(2) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されていること。

(3) 字幕番組の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組をいう。以下同じ。

ア 技術的に字幕を付すことができない番組(例:現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組)

イ 外国語の番組

ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組

エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組

標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。)

- (3) 超短波放送又はデータ放送を行う委託放送業務
- (4) その他の委託放送業務

2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。

(1) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること。

(2) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されていること。

(3) 字幕番組の充実

(同左)

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除くすべての放送番組をいう。以下同じ。

ア (同左)

イ (同左)

ウ (同左)

エ (同左)

(4) 放送番組の高画質性

一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務の維持が確実な事業計画を有するものであること。

ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性

イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性、費用算出の適正性

ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法第93条第2項第1号に掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第4条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第2項第1号ロの規定中「百分の三十三・三三三三三を超え、二分の一以下の議決権を有する関係を法第九十三条第二項第一号に掲げる関係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する関係を法第九十三条第二項第一号に掲げる関係に該当する」と読み替えるものとする。

(3) 放送番組の多様性

(4) 放送番組の高画質性

(同左)

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1) 事業計画の確実性

(同左)

ア (同左)

イ (同左)

ウ (同左)

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する行為を規則第17条の8第3項第7号イに掲げる行為に該当するものとみなした場合であっても、同条第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第1項第1号イ(2)の規定中「三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当する」と読み替えるものとする。

(3) 放送番組の多様性

衛星基幹放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(5) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(7) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

(8) 放送番組の高画質性

放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(9) 災害に関する放送の実施

特別衛星放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

(4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが委託放送事項に明確に記載されていること。

(5) 個人情報の保護

(同左)

(6) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが委託放送事項に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(7) 字幕番組等の充実

(同左)

(8) 放送番組の高画質性

委託放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(9) 災害に関する放送の実施

災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

(10) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実したものであること。

(11) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

4 上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星基幹放送の業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(2)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(1)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとする。

(2) 上記2(4)及び3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記2(4)及び3(8)の基準の審査に当たっては、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放

(同左)

(10) 設備の維持

(同左)

(11) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を委託して行わせる場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者（当該役務の提供を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

4 上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。

(1) 規則第17条の8第3項第2号ロに規定する放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星放送を委託して行わせる委託放送業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(2)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(1)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとする。

(2) 上記2(4)及び3(8)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記1(2)に掲げる業務に係る申請についての上記2(4)及び3(8)の基準の審査に当たっては、委託放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。）に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務

送の業務に係る申請とみなす。

- (3) 上記3(2)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(5)後段の規定を準用することとする。
- (4) 衛星基幹放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。）であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る衛星基幹放送の業務を廃止する旨を届け出ているもの（放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件（平成11年郵政省告示第776号）第2号8を適用する場合を除く。）は、上記3(2)の基準に適合するものとみなすこととする。
- (5) 上記3(7)の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

別添1 対象設備と措置について（第3条(7)ア、第6条(4)ア並びに第12条(7)ア(7)及びイ(7)関係）

1 基幹放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置

(1) 予備機器等

番組送出設備、中継回線設備（送信空中線系及び受信空中線系を除く。）、地球局設備（送信空中線系を除く。）及び放送局の送信設備（送信空中線系を除く。）の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障（以下「損壊等」という。）の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようになっていること（規則第104条本文関係）。

なお、これに準ずる措置とは、複数の場所に設置されている機器に対す

に係る申請とみなす。

- (3) 上記3(2)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(3)後段の規定を準用することとする。
- (4) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請（併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。）であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る委託放送業務を廃止する旨を届け出ているもの（放送法施行規則第17条の19第3項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件（平成11年郵政省告示第776号）第2号8を適用する場合を除く。）は、上記3(2)の基準に適合するものとみなすこととする。
- (5) 上記3(7)の規定は、テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

る予備機器又はその構成部品を、保守拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、ア(ア)から(カ)まで若しくはイの措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

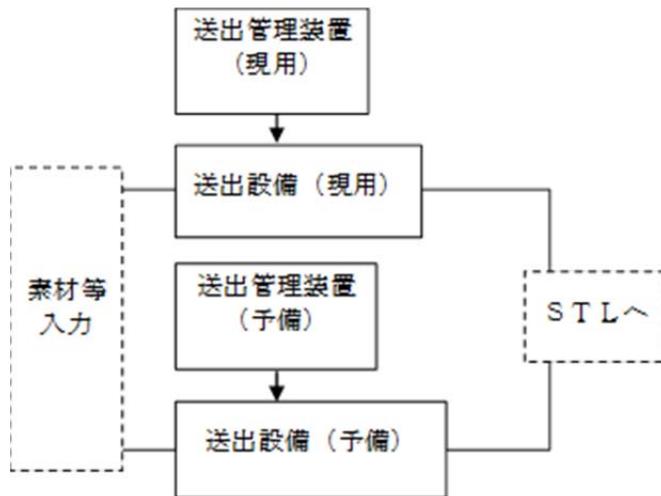
予備の機器の設置又は配備等の措置は講じられないが、常時の放送に用いられる機器の損壊等の発生時に、その機器を使用せず別の機器構成により放送の業務を継続できること（規則第104条ただし書関係）。

例えば、ア(キ)若しくは(ク)の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

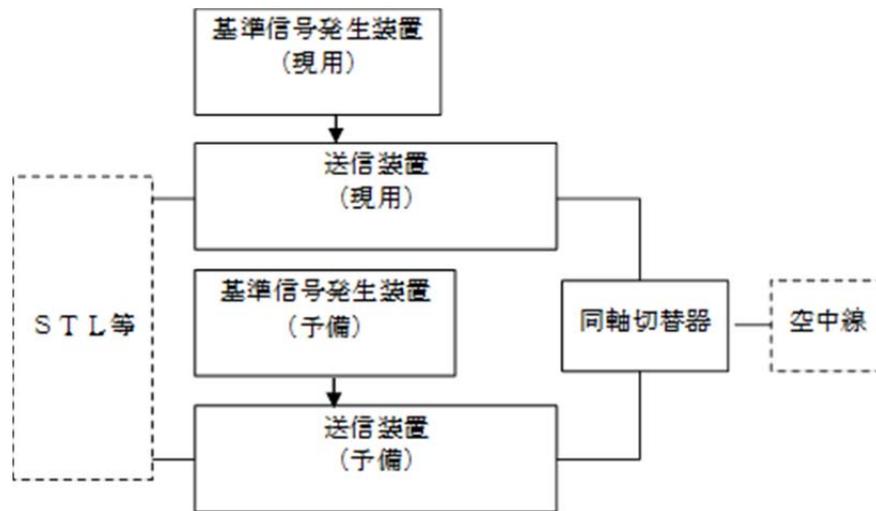
ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 番組送出設備及び放送局の送信設備を現用予備構成とする措置（第1図、第2図参照）

第1図 番組送出設備の現用予備構成の例

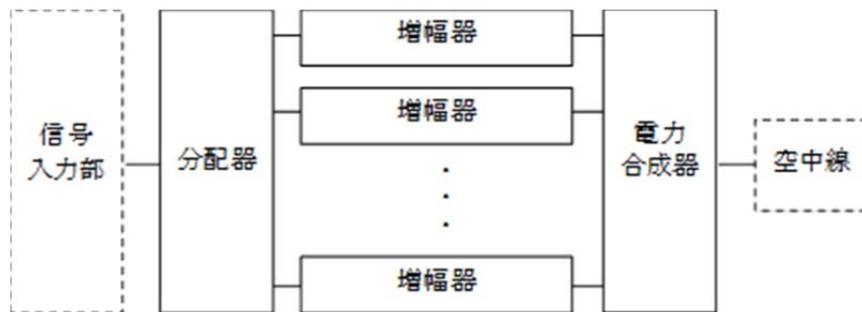


第2図 放送局の送信設備の現用予備構成の例



(4) 送信装置を並列合成方式とする措置 (第3図参照)

第3図 送信装置の並列合成方式の例

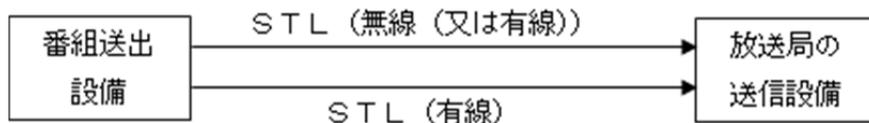


(7) 局間回線を二重化構成とする措置

(エ) 中継回線設備を無線 (又は有線) 及び有線の2ルートで構成する

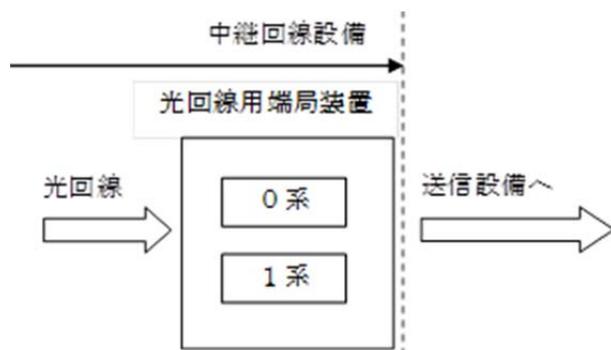
措置（第4図参照）

第4図 中継回線設備を2ルートで構成する例



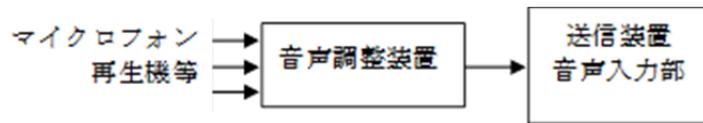
(オ) 中継回線設備における終端装置（光回線用端局装置等）について二重化構成をとり、いずれかに障害が発生してももう一方を使用して放送を継続する措置（第5図参照）

第5図 光回線用端局装置を二重化構成する例



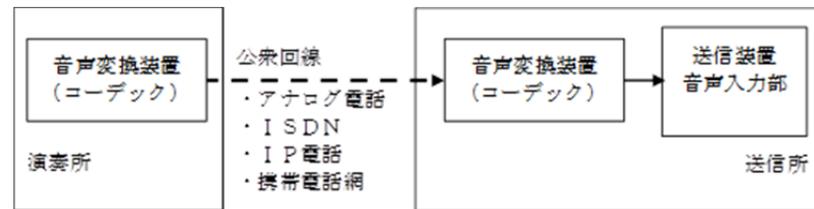
(カ) 中波放送、短波放送及び超短波放送の番組送出設備について、番組送出設備に障害が発生し演奏所からの放送が不可能な場合に、送信所における音声信号の入力部分に予備機器を接続して放送を継続する措置（第6図参照）

第6図 音声信号の入力部分に予備機器を接続する場合の例



(キ) 中波放送、短波放送及び超短波放送の中継回線設備について、中継回線設備に障害が発生した場合、公衆回線（アナログ電話、ISDN、IP電話、携帯電話網）と音声変換装置（コーデック）等の組合せを利用して予備回線を構成する措置（第7図参照）

第7図 電話回線を利用して予備回線を構成する場合の例



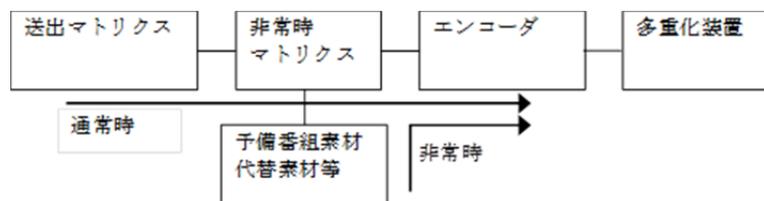
(ク) 限定的な地域を対象とする予備送信所を親局に係る放送局の送信設備と異なる場所に設置し、親局に係る放送局の送信設備が機能しなくなった場合に限り運用し放送を継続する措置

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7) 番組送出設備を現用予備構成とする措置

(イ) 番組送出設備に対する予備機器の措置として、演奏所からの放送が不可能な場合に、非常時マトリクスにより予備番組素材に切り替えて放送を継続する措置（第8図参照）

第8図 非常時マトリクスにより予備番組素材に切り替えて放送を継続する場合の接続例



(ウ) 中継回線設備を無線及び有線の2ルートで構成する措置

(エ) 地球局設備の送信装置を並列合成方式又は現用予備方式（ $n + 1$ 構成を含む。）とする措置（第9図及び第10図参照）

第9図に示す構成例では、送信装置A出力及び送信装置B出力の合成により所定の電力を得る。一方の送信装置が故障した場合、正常なもう一方の送信装置で所定の電力を得る。

第9図 地球局設備の送信装置の並列合成方式の例



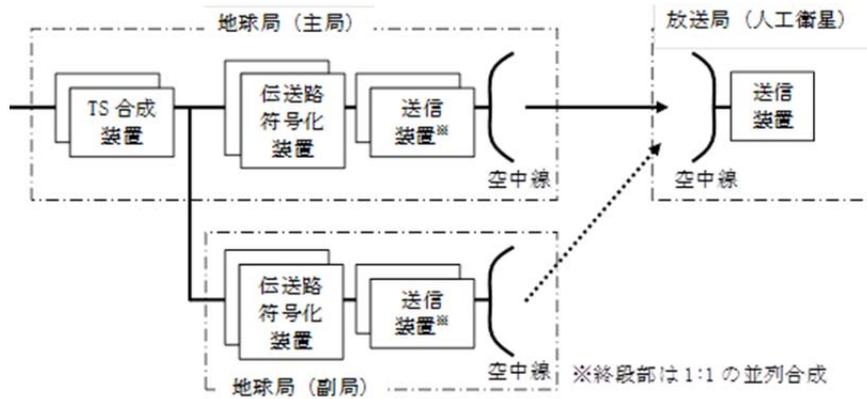
第10図に示す構成例では、各々異なる周波数の送信のための $n$ 系統の現用送信装置に対し、1つの予備送信装置を配置する。任意の現用送信装置が故障した場合、予備送信装置に故障した系統の信号を入力して、目的とする送信周波数を設定することで、現用送信装置の機能を代替する。

第10図 地球局設備の送信装置の並列合成方式の例



(オ) 地球局設備について、副局（伝送路符号化装置、送信装置及び空中線）を設置する措置（第11図参照）

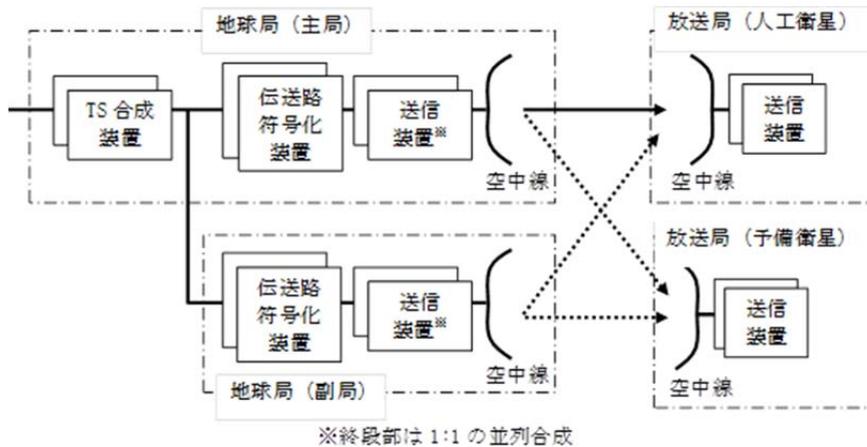
第11図 地球局設備について副局を設置する場合の例



(カ) 予備の人工衛星又は人工衛星を構成する予備機器により冗長性を確保する措置（第12図参照）

第12図 予備の人工衛星又は人工衛星を構成する予備機器により冗長

性を確保する場合の例



(2) 故障検出

ア 損壊等を直ちに検出し、運用者へ通知する機能が備えられていること  
番組送出設備、中継回線設備、地球局設備及び放送局の送信設備（以下別添1において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該放送設備を運用する者に通知する機能が備えられていること（規則第105条第1項関係）。

なお、対象とする損壊等には、放送設備の動作不良（ソフトウェアの不具合に起因するもの及びデジタル方式の放送においては誤設定によるものを含む。）、人工衛星の軌道異常等も含まれる。

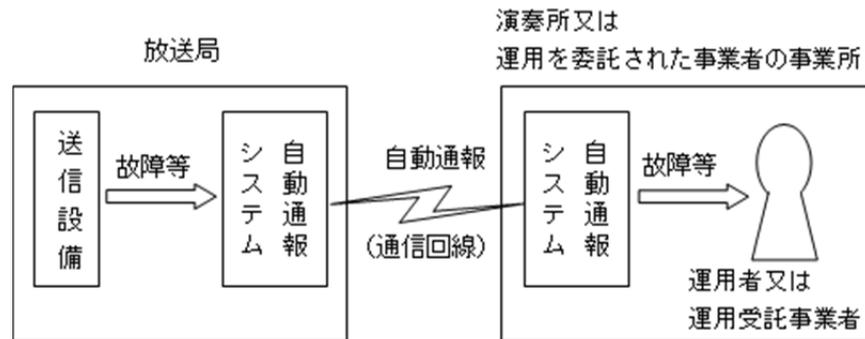
例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(イ) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 番組送出設備の損壊等を自動検出して、運用者に通報するアラームシステムを設ける措置

B 放送局の送信設備や中継回線設備の損壊等を自動検出して、演奏所の運用者又は運用を委託された事業者に自動通報するシステムを設ける措置（第13図参照）

第13図 損壊等を自動通報するシステムの例



C 無人運用時放送設備の損壊等を運用者の携帯端末にメールで自動通報するシステムを設ける措置

D 放送局の送信設備及びそれに対する受電装置等を電話回線を使用して遠隔監視し、状態を通知する機能を設ける措置

E 監視・制御所の設置又は委託業者による放送設備の集中監視及び運用者への通報を実施する措置（第14図参照）

第14図 監視・制御所や委託業者により集中監視を行う場合の例



(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 番組送出設備及び中継回線設備の損壊等を自動検出して、運用者に通報するシステムを設ける措置
- B 無人運用時に放送設備の損壊等を運用者の携帯端末にメールで自動通報するシステムを設ける措置
- C 人工衛星の姿勢情報をテレメトリ信号により地上で検出し運用者に通報するシステムを設ける措置
- D 監視・制御所を設置する措置

イ やむを得ずアの機能を備えることができない放送設備について、損壊等を速やかに検出し、運用者へ通知する措置

やむを得ずアの措置を講ずることができない放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置が講じられていること（規則第105条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、電気店などに委託して、エアモニタリングを実施し、損壊等の発生時に運用者に通知する措置

(3) 試験機器及び応急復旧機材の配備

ア 試験機器の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第1項関係）。

なお、これに準ずる措置とは、試験機器の配備に当たって、拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 試験機器を放送事業者の事業所等に配備する措置

B メンテナンスを委託している場合は、委託を受けた者が試験機器を配備する措置

(1) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

イ 応急復旧機材の配備

放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第106条第2項関係）。

なお、これに準ずる措置とは、応急復旧措置を行うために必要な機材を拠点等の一か所に集中配備していることや、機器保守の委託先において配備していること等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられている

こと。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 保守拠点において、移動式の電源設備を配備する措置

B 保守拠点において、通常想定される範囲の故障に対応する応急復旧のための機材（予備のケーブル等）を配備する措置

C 保守拠点において、中継回線設備の損壊等の発生に備え、放送波による中継に切替えが可能な場合は、臨時にそれに切り替えて応急復旧するための機材を配備する措置

（注）中継回線設備は放送波による中継が困難な場合に設置するものであるため、このような切替えは必ずしも一般的ではない。

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

(4) 耐震対策

ア 設備据付け及び設備構成部品に関する耐震対策

放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第1項関係）。

放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること（規則第107条第2項関係）。

なお、通常想定される規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、一般的には震度5弱程度である。

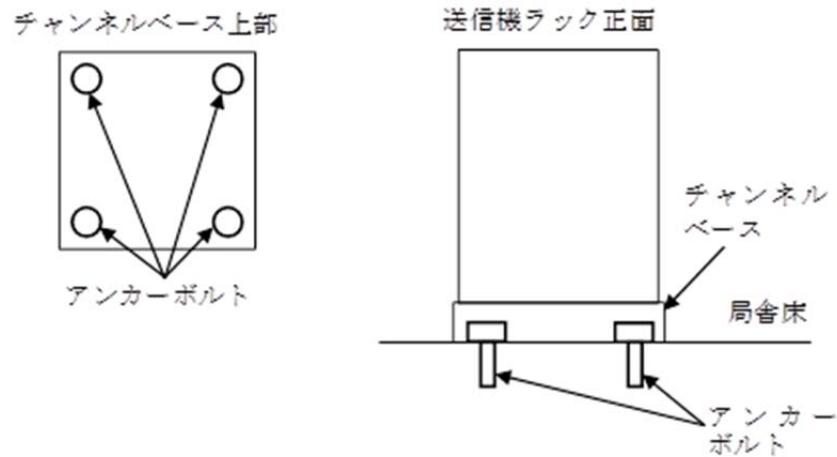
例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられている

こと。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 機器ラックを、アンカーボルト及びチャンネルベースにより床に固定する措置 (第15図参照)

第15図 機器ラックを床に固定する例

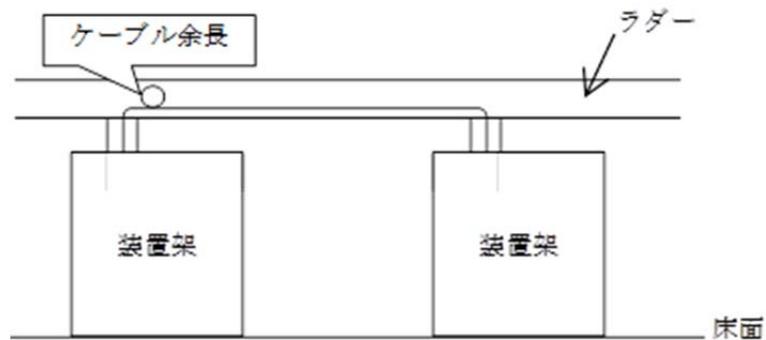


B 機器ラックの揺れ及び転倒防止のため、L型金具、チェーン、ワイヤ等により壁・天井に固定する措置

C 機器の揺れによる引っ張り損傷防止を考慮したケーブル類 (外部導体が波形状の可とう導波管、フレキシブル同軸ケーブル等) を敷設する措置

D 装置架間にケーブルを敷設する際にラダー上でケーブルの余長を設け、揺れによる引っ張りに対応させる措置 (第16図参照)

第16図 ケーブルの余長により引っ張りに対応する敷設の例

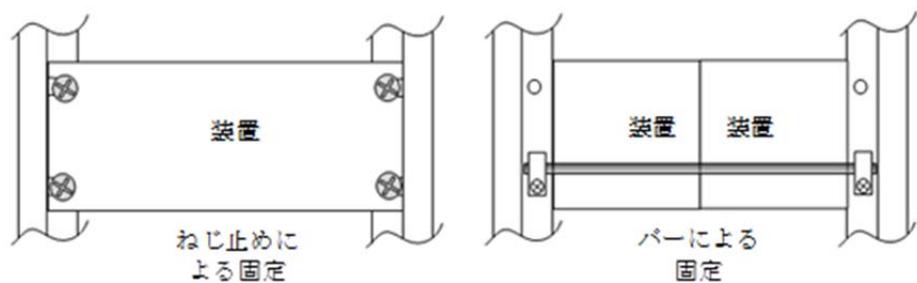


E 中波放送の送信機出力部から空中線給電部間の信号線路に用いられる銅パイプ等の部材については、地震による破損を防ぐため、線路長に対して余裕を持った銅板及び網線を一部に挿入する措置

F 機器ラックに設置せず、置き台等の上に設置する機器については、L型金具、プレート金具、ベルト式固定器具等を使用して固定する措置

G 機器ラックに装置をねじ止め等により固定する措置（第17図参照）

第17図 ねじ止め等による装置の固定の例



H 空中線の脱落を防ぐため、空中線の取付柱等に強固に固定する

## 措置

### (4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

#### イ アに関する大規模地震対策

その損壊等により放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのある放送設備に関しては、アの耐震措置は、大規模な地震を考慮した対策が講じられていること（規則第107条第3項関係）。

なお、大規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、通常想定される規模の地震を上回る、例えば平成7年の兵庫県南部地震のような大規模な地震である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

### (7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 筐体等のアンカーによる固定に加え、連結又は揺れ止め等、より耐震性を高めた措置

### (4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

## (5) 機能確認

#### ア 予備機器の機能確認

放送設備の機器の機能を代替することができる(1)に規定する予備の機器は、定期的に機能確認等の措置が講じられていること（規則第108条第1項関係）。

なお、定期的とは、予備の機器の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

ただし、人工衛星に設置される放送局の送信設備については、常時は

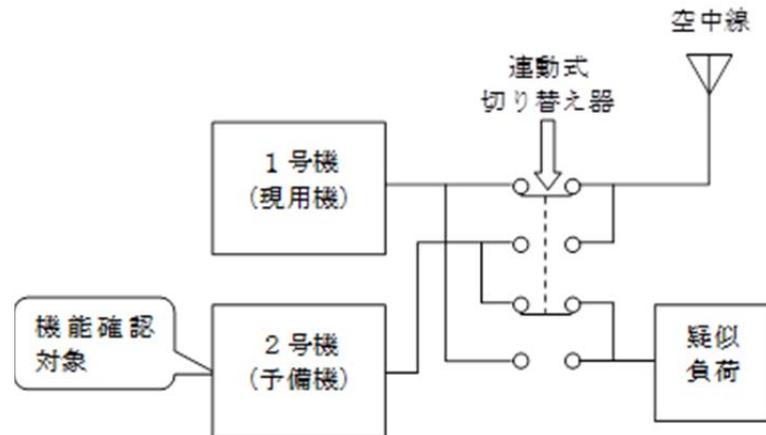
予備機器に電力供給されず、定期的な電源投入による機能確認が不可能であること及び極めて高い信頼性を有する構成部品を使用することから、予備機器への切替え以外の措置（予備の人工衛星に設置される送信設備の無励振状態での機能確認、現用機器の不具合が予見される場合に予備機器の電源を予め投入しての機能確認等）により、可能な範囲での措置が講じられていること。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 現用機の運用中に、予備機について、定期的に動作、主要特性及び機能を確認（送信装置については擬似負荷装置を使用して確認）する措置又はアラームの有無で確認する措置（第18図参照）

第18図 予備機への切替え運用を想定した構成の場合の機能確認の例



- B 放送休止時間帯に、定期的に切替え試験を実施する措置

(1) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 現用機の運用中に、予備機について、定期的に動作、主要特性及び機能を確認（送信装置については擬似負荷装置を使用して確認）する措置
- B 予備系の番組送出設備の異常についてアラームの有無で確認する措置
- C 人工衛星に設置される放送局の送信設備については、予備衛星に搭載された1系統の送信設備について、送信設備の電源を投入した状態（無励振）を確認する措置

#### イ 電源供給状況の確認

放送設備の電源設備は、定期的に電力供給状況の確認等の措置が講じられていること（規則第108条第2項関係）。

なお、定期的とは、電源設備の動作についてその状態が変化しないことが十分に確保される期間ごとである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

#### (ア) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 法令に基づく保安規程により確認する措置
- B 停電検知器、電圧計、電流計、電力計等を受電盤、配電盤等に設置、又は計器を準備して確認する措置
- C データロガーによりメータリングを実施し、動作状況を確認する措置
- D 常駐警備員等がメータリングを実施し、動作状況を確認する措置
- E 放送休止時等に自家用発電機の試験（起動、切替え及び停止）、蓄電池装置への切替え及び受電切替え試験を実施するとともに、

その際、擬似的に停電及び故障状態を発生させて、故障検知センサの動作を確認する措置

F 定期的に受電設備、自家用発電機及び蓄電池の定期保守及び点検を実施する措置

G 故障及び異常を自動検出して、運用者に通報するシステムにより、動作を確認する措置

(イ) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 法令に基づく保安規程により確認する措置

B 停電検知器、電圧計、電流計、電力計等を受電盤、配電盤等に設置、又は計器を準備して確認する措置

C データロガーによりメータリングを実施し、動作状況を確認する措置

D 常駐警備員等がメータリングを実施し、動作状況を確認する措置

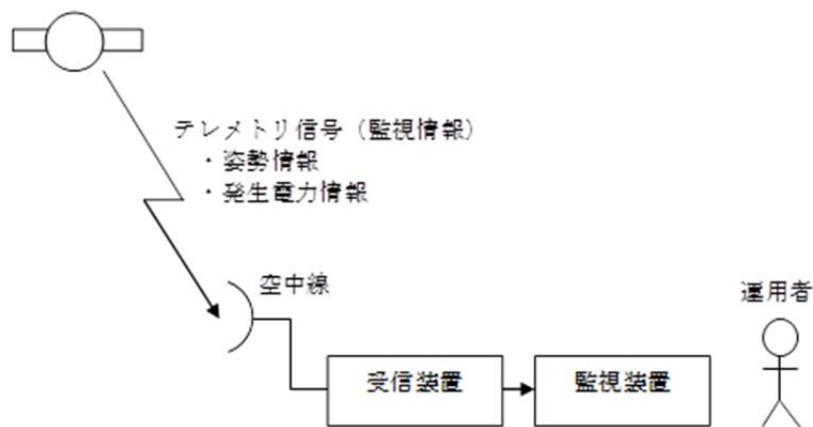
E 放送休止時に非常用発電機起動試験（起動、切替え及び停止）、蓄電池装置への切替え及び受電切替え試験を実施する措置

F 定期的に受電設備及び自家用発電機の定期保守及び点検を実施する措置

G 人工衛星の監視情報をテレメトリ信号から把握する措置（第19図参照）

第19図 人工衛星の監視情報をテレメトリ信号から把握する構成の例

放送局の送信設備（人工衛星）



## (6) 停電対策

### ア 予備電源の確保

放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第109条第1項関係）。

なお、電力の供給の異常とは、電力の供給の停止又は電圧低下等である。

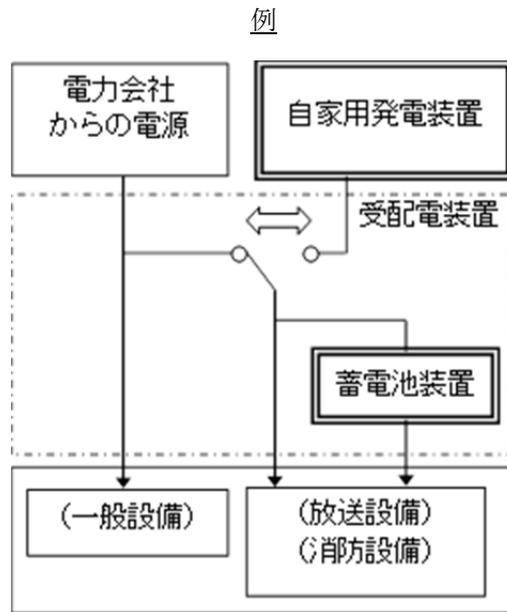
例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

### (7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 非常用電源として自家用発電装置又は蓄電池装置を設置し、切替え可能にする措置

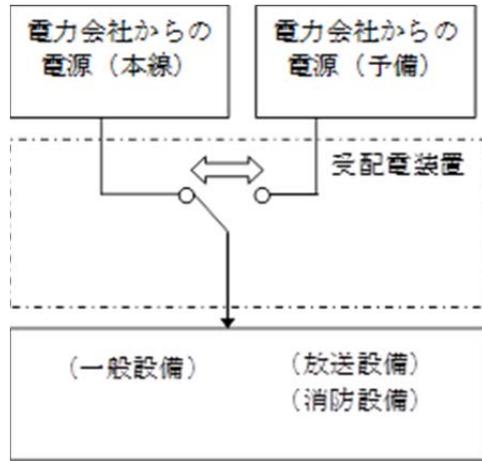
B 自家用発電装置及び蓄電池装置を設置する措置（第20図参照）

第20図 非常用電源として自家用発電装置及び蓄電池装置を整備する場合の



C 購入電力を2系統受電とする措置 (第21図参照)

第21図 2系統受電とする場合の例



D 大規模災害時における広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備を保守拠点、保守委託先等に配備する措置又は複数の事業者で共同配備する措置

E 商用電源の異常時において、放送の円滑な継続のため直ちにかつ確実に非常用電源に切り替えるための保護継電器を設置する措置

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

イ 発電機の燃料の確保

自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めること（規則第109条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 自家用発電機の燃料を電力供給が復旧するまでに必要な容量とする措置（例えば、テレビジョン放送及び中波放送の親局に係る放送局の送信設備の自家用発電機について、電力供給が復旧するまで停電後1日程度要すると想定した場合、その間放送を継続するために必要な量の燃料を確保する。なお、確実に燃料補給が行われる場合や予備送信所が使用可能な場合などは、この限りではない。）

B 定期的に燃料備蓄状況の確認及び補給を実施する措置

C 近隣の給油所等と燃料補給の契約をする措置

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

(7) 送信空中線に起因する誘導対策

送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物、工具その他送信空中線に近接した場所に設置するものは、送信空中線からの電磁誘導作用による影響の防止策が講じられていること（規則第110条関係）。

なお、本措置は、送信空中線からの影響が及ぶ可能性がある場合に、必要に応じて講じるものである。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7) 中波放送又は短波放送において、送信所内に設置される臨時の番組送出設備、放送局の送信設備等については、非電導部材の使用、碍子による絶縁、接地線の敷設等により、電磁誘導による高周波電流の発生を防ぐ措置

(4) 中波放送又は短波放送において、送信所内に設置される臨時の番

組送出設備、放送局の送信設備等については、放送波（振幅変調信号）がそれらを構成する装置に侵入することにより電気回路の動作が不安定になったり、当該回路内での包絡線検波作用で発生する音声信号が混入するおそれがあるため、帯域遮断フィルタ等を侵入経路に適宜挿入し防止する措置

(ウ) 中波放送又は短波放送において、空中線の近傍に設置するSTL  
空中線系については、帯域通過フィルタの設置を行い、影響を防止する措置

(エ) 中波放送又は短波放送において、機器の低電圧回路、CPU回路等のインターフェース信号には、十分な送信波の電磁誘導対策（ノイズフィルタ等）を実施する措置

(オ) 短波放送において、放送局の送信設備の大電力高周波部は必要に応じ二重扉とし、かつ、扉へ誘導する電流は確実に筐体側に流れるように接触片を取り付ける措置

(カ) 短波放送において、送信局舎は当該局舎全体をシールド構造とし、筐体から発射される不要な電波が当該局舎外に漏れない構造とするとともに、監視制御装置（PC使用）室に個別シールドを設置し、空中線からの電波が当該局舎内に入り込まないように防止する措置

(キ) 短波放送において、空中線までの屋外給電線に平行線を使用するとともに、屋内は全て同軸ケーブルを採用し、高周波誘導を最小に抑制する措置

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(8) 防火対策

放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火

設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第111条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(ア) 自動火災報知器、消火ガス（ハロンガス、CO<sub>2</sub>等）系自動消火装置、消火器等を設置する措置

(イ) 建築物内、配管及び配線用空間内について、防火壁等による区画化又は石膏ボード等による間仕切りを行う措置

(ウ) 放送設備の電源系統のショート等に起因する火災を防止するため、受電設備に当該電源系統を切り離すための保護継電器及び遮断器を設置する措置

(エ) 内装材、建築材料、ケーブル等について不燃性又は難燃性のものを用いる措置

(オ) 外部からの延焼を防止するため、RC（鉄筋コンクリート）局舎、CB（コンクリートブロック）局舎又は金属若しくはセメント板パネルを使用した局舎に放送設備を収容する措置

イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

アの規定を準用することとする。

(9) 屋外設備

ア 空中線等への環境影響の防止

屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（(10)の建築物を除く。イにおいて「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものとなつ

ていること（規則第112条第1項関係）。

なお、その他設置場所における外部環境の影響とは、地域により想定される塩害、粉塵、津波等である。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 水等に直接接触しないよう耐候性塗料による塗装や水の侵入を防ぐための防水テープ、防水ゴムパッキン等の防水加工を施し降雨等による錆を低減させる措置

B 風又は雪による空中線の損壊を防ぐため、通常想定される風圧又は積雪量に耐えられる強度を確保する措置

C 腐食等に十分耐えられるよう、ステンレス、真ちゅう材、溶融亜鉛メッキ材等の耐候性部材を使用する措置

D FRP素材等を使用した防雪カバーで覆うことで、空中線が直接雨、雪等に触れないようにする措置

E 屋外に設置される給電線等の消耗を定期的に視認する措置

F 寒冷地における屋外放熱器（水冷）には不凍液等による凍結対策を実施する措置

G 津波の影響を容易に受けないう設置場所を選定する措置

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

イ 公衆による接触の防止

屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されていること（規則第112条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられている

こと。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 送信空中線の適当な地上高を確保する措置
- B 常駐警備員による巡回警備を行う措置
- C 敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

(10) 放送設備を収容する建築物

放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次のアからウまでに適合するものであること。

ア 建築物の強度

当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること（規則第113条第1号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 所要の強度や耐久性を確保できるよう、放送設備を固定する天井面、壁面及び床面に補強材（フレーム、筋交い、鋼材等）を施す措置
- B 建物の構造を堅固なものとする措置（コンクリート造、鉄骨造、耐震設計等）

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

イ 屋内設備の動作環境の維持

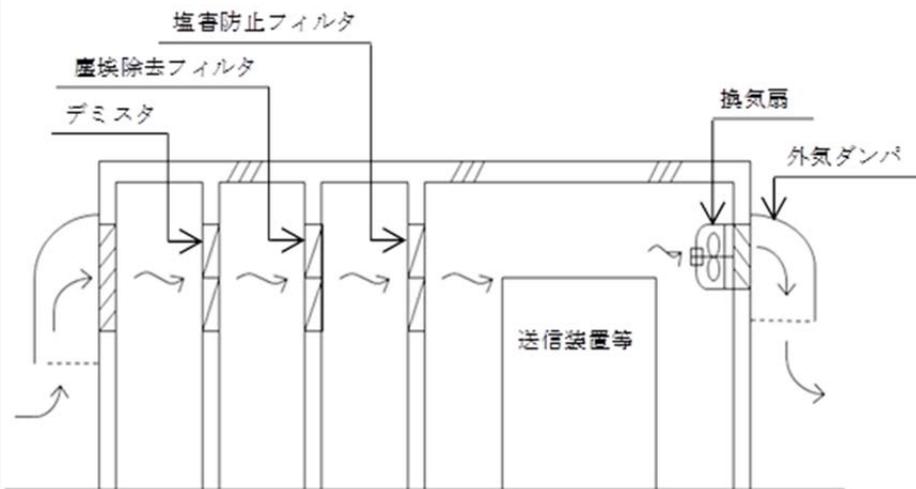
当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること（規則第113条第2号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

- A 放送設備を設置する機器室に空調設備、換気設備等を設置し、温度、湿度等を定格環境条件の範囲内に保つ措置
- B 放送設備を収容函に納めることで、屋外環境の変化から保護する措置
- C アスファルト防水、シート防水、塗装による塗膜防水等の防水処置を行う措置
- D 吸排気設備における塵埃除去フィルタ、塩害防止フィルタ、デミスタ、外気ダンパ等を設置する措置（第22図参照）

第22図 吸排気設備に対するフィルタ等の設置例



E 屋根、外壁等に防水施工を施す措置

F 放熱器を設置する措置

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

ウ 立入りへの対策

当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること（規則第113条第3号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

A 建築物、放送設備を設置している機器室並びに金属及びセメント板パネルを使用した局舎に入る扉への施錠、警備員による入退出管理又は防犯ブザーや監視カメラ等の設置を行う措置

B 他社ビルに放送設備を設置する場合、容易に立ち入れない部屋を借用し、鍵はビルの管理下とする措置

C 常駐警備員による巡回警備を実施する措置

D 敷地内への進入を防ぐ防護壁、フェンス等を設置する措置

E 小規模な中継局の放送設備収容函に施錠する措置

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7)の規定を準用することとする。

(11) 耐雷対策

放送設備は、落雷による被害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていること（規則第114条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

なお、本措置は、落雷による放送機器や受電部等の損壊等による放送の業務への影響を軽減するために講じるものである。

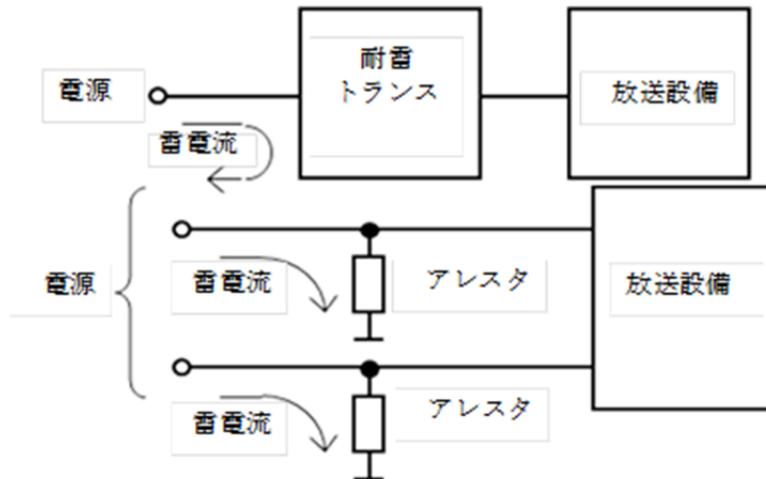
ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備

(7) 送信装置等について、空中線整合器への狭帯域通過回路の設置による雷サージの低減、電力増幅器の分散、雷サージの検出による送信機出力の瞬断の設計等を行う措置

(イ) 最短での接地線の敷設を行う措置

(ウ) 受電部から侵入する雷被害を低減するために耐雷トランス又はアレスタを設置する措置（第23図参照）

第23図 電源からの雷被害を低減する耐雷トランスやアレスタの設置例

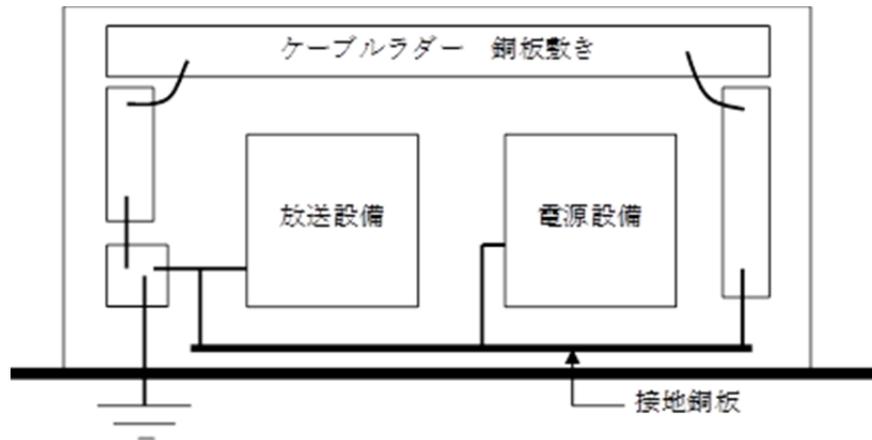


(エ) 制御に使用する電気通信回線からの雷対策として、サージ吸収素

子を取り付ける措置

- (オ) 演奏所における接地線の区分け（放送用電源と一般用電源など）により、落雷電流の回り込みを阻止する措置
- (カ) 避雷針等の避雷装置を設置する措置
- (キ) 地中深くに銅板、銅棒等の電極を埋め込むこと（深掘接地）により接地抵抗を低減させる措置
- (ク) 中波放送の空中線の土台部分及び空中線とのインピーダンス整合装置に、空中線系から侵入するサージ電流等を放電させるためのボールギャップ（金属）又はカーボンギャップを設置し、送信装置本体への影響を防止する措置
- (ケ) 放送設備と局舎を等電位となるように接地する措置（第24図参照）

第24図 等電位接地を行う場合の接続例



イ 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備  
アの規定を準用することとする。

## (12) 宇宙線対策

人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線による影響を容易に受けないための放射線対策が講じられた構成部品の使用その他の措置が講じられていること（規則第115条関係）。

衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備については、例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 人工衛星の放送設備に使用される半導体素子について、材料及び部品レベルで放射線対策が講じられたものを使用する措置

イ 宇宙線によるソフトウェア誤動作（データのビット反転によるもの）を抑制するため、エラー検出、エラー訂正等の機能を備える措置

ウ 人工衛星の調達仕様書に、宇宙線対策を講じることを記載し、対策を確保する措置

## 2 衛星一般放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置

1の規定を準用することとする。この場合において、1の規定中「衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」とあるのは「衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備」と読み替えるものとする。

## 3 有線一般放送に用いる電気通信設備の損壊又は故障に対する措置

### (1) 予備機器等

ア 予備機器の設置又は配備

ヘッドエンド及び受信空中線の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、損壊等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替え

られるようになっていたり、又は、他に放送の継続手段があること（規則第151条第1項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) ヘッドエンドの機器（受信増幅器、周波数変換器、変調器等）及び受信空中線の機器を現用予備構成とする措置

(イ) 影響範囲及び故障の頻度を踏まえ、予備機器を保守拠点等に集中配備し、故障発生時に当該機器に切り替える措置

(ウ) ヘッドエンドの機器を、機器保守の委託先に配備する措置

#### イ 伝送路設備の予備の経路又は芯線の設置

伝送路設備のうちヘッドエンド相互間を結ぶ伝送路設備及び幹線の設備（同軸ケーブルによるものを除く。）には、予備の線路若しくは芯線の設置又はこれに準ずる措置が講じられていること（規則第151条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 予備の線路又は芯線の設置の措置

(イ) 幹線の二重化又はループ化の措置

(ウ) ヘッドエンド相互間の二重化又はループ化の措置

(エ) 速やかな復旧のための予備の光ケーブル線材及び光ファイバ融着機材等の配備の措置

(オ) 他者から光ファイバ芯線等を借用している場合における、貸与者による速やかな復旧の措置

#### ウ 伝送路設備の機器の予備の設置又は配備

伝送路設備において、伝送路に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊等の発生時に有線テレビジョン放送等の業務に著しい支障を及ぼさないように当該予備の機器に切り替えられるようになっていたり、又は、他に放送の継続手段があること（規則第151条第3項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられてい

ること。

(ア) 予備系のある光ノードの設置の措置

(イ) 伝送路設備に設置する機器（光ノード、中継増幅器、分岐器、タップオフ等）の予備機器の配備の措置

(ウ) 伝送路設備に設置する機器を、機器保守の委託先に配備

エ ヘッドエンド相互間に複数の経路を設置

ヘッドエンド相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されていること（規則第151条第4項関係）。

## (2) 故障検出

ア 損壊等を直ちに検出、運用者へ通知

有線放送設備は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む。）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、当該有線放送設備を運用する者に通知する機能が備えられていること（規則第154条において準用する第105条第1項関係）。例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 有線放送設備の損壊等を自動検出し、運用者に通報するシステムを設ける措置

(イ) 有線放送設備における伝送の正常性を確認（同一伝送路を使う通信サービスが、問題なく行われているかどうか等）し、異常発生時に通報するシステムを設ける措置

イ やむを得ずアの機能を備えることができない有線放送設備について、損壊等を速やかに検出し、運用者へ通知する措置

やむを得ずアの措置を講じることができない有線放送設備は、損壊等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、当該有線放送設備を運用する者に通知することが可能となる措置が講じられていること（規則第154条において準用する第105条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられている

こと。

(ア) 加入者にモニタリングを依頼し、映像が停止した際には運用者へ連絡をしてもらうシステムを設ける措置

(イ) 損壊等の監視を外部に委託したり、利用者からの申告を受け付け、速やかに対応できる体制の整備を行う措置

### (3) 試験機器及び応急復旧機材の配備

#### ア 試験機器の配備

有線放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること(規則第154条において準用する第106条第1項関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

試験機器を、運用を行う事業所又は機器保守の委託先に配備する措置

#### イ 応急復旧機材の配備

有線放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該有線放送設備の損壊等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置が講じられていること(規則第154条において準用する第106条第2項関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

応急復旧機材を、運用を行う事業所又は機器保守の委託先に配備する措置

### (4) 耐震対策

#### ア 設備据付に関する耐震対策

有線放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震に

よる転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられていること(規則第154条において準用する第107条第1項関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 機器転倒防止機具の設置の措置

(イ) フリーアクセスフロアに設置する場合、脚支柱等によりフリーアクセスフロアから切り離して固定する措置

(ウ) 機器を収納するラックをアンカーボルト、チャンネルベースにより床・壁・天井へ固定する措置

#### イ 設備構成部品に関する耐震対策

有線放送設備を構成する部品は、通常想定される規模の地震による接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること(規則第154条において準用する第107条第2項関係)。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 機器の部品をプラグジャックやネジにより固定する措置

(イ) 線路を電柱に架線する際にはしっかりと固定する措置

#### ウ ア、イに関する大規模地震対策

ヘッドエンドに関しては、ア、イの措置について大規模地震を考慮した対策が講じられていること(規則第154条において準用する第107条第3項関係)。

なお、大規模の地震は、地域によっては特別な考慮が必要であるが、通常想定される規模の地震を上回る、例えば平成7年の兵庫県南部地震のような大規模な地震である。

### (5) 停電対策

#### ア 予備電源の確保

有線放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合にお

いて放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（ヘッドエンドについては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられていること（規則第154条において準用する第109条第1項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 自家用発電機、蓄電池、無停電電源装置の設置の措置

(イ) 移動式発電装置の保守拠点又は機器保守の委託先への配備の措置

イ 発電機の燃料の確保

自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又はその補給手段の確保に努めること（規則第154条において準用する第109条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(7) 定期的な燃料備蓄状況の確認、補給を行う措置

(イ) 近隣の給油所等と燃料補給の契約を行う措置

(6) 強電流電線に起因する誘導対策

線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により有線放送設備の機能に重大な支障を及ぼす恐れのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置されていること（規則第152条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 十分な離隔距離の確保の措置

イ 線材が光ファイバの場合、テンションメンバ等にFRP等のノンメタリック材を使用する措置

ウ 碍子による絶縁の措置

エ 電磁誘導作用の影響を受ける設備については、帯域遮断フィルタ等の

設置、接地線の敷設の措置

(7) 防火対策

有線放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の適切な設置その他これに準ずる措置が講じられていること（規則第154条において準用する第111条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

ア 自動火災報知機、消火ガス（ハロンガス、CO<sub>2</sub>等）系自動消火装置、消火器等の設置、配備の措置

イ 保守拠点において集中監視を行い、火災発生を確認した際には駆けつけて消火を実施する措置

ウ 加入者が入居している集合住宅等に設置している場合は、特定の者（集合住宅の管理人等）に初期消火を行ってもらふ契約の締結を行う措置

エ 定期的な巡回点検を実施する体制を設ける措置

(8) 屋外設備

ア 空中線等への環境影響の防止

屋外に設置する電線（その中継器を含む。）、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物（(9)の建築物を除く。イにおいて「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものとなっていること（規則第154条において準用する第112条第1項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 防錆性のある部材を使用することや、水の侵入を防ぐための防水加工の措置

(イ) 風や雪による空中線の損壊を防ぐため、通常想定される風圧や積雪量に耐えられる強度を具備する措置

(ウ) 腐食等に十分耐えられる耐候性部材を使用する措置

イ 公衆による接触の防止

屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されていること（規則第154条において準用する第112条第2項関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 架空ケーブルを適切な高さに架線する措置

(イ) 中継増幅器用の電源供給器に施錠する措置

(9) ヘッドエンドを収容する建築物

ヘッドエンドを収容し、又は設置する建築物は次のアからエまでに適合するものであること。ただし、次のアからエまでに適合しない建築物にやむを得ず設備されたものについては、防水壁の設置、ヘッドエンドの高所への設置その他の必要な措置が可能な範囲で講じられていること。

ア 風水害の影響を受けない

地震、津波等の風水害その他の自然災害及び火災の影響を容易に受けない環境に設置されていること（規則第153条第1号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 防火壁を設置する措置

(イ) 高層にヘッドエンドを設置することができる措置

(ウ) 屋根、外壁の防水加工の措置

イ 建築物の強度

ヘッドエンドを安全に設置することができる堅固で耐久性に富むこと（規則第153条第2号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 天井面、壁面及び床面に補強材を加える等所要の強度や耐久性の確保の措置

(イ) 建物の構造を堅固化（コンクリート造、鉄骨造、耐震設計）の措置

ウ 屋内設備の動作環境の維持

ヘッドエンドが安定に動作する温度及び湿度を維持することができていること（規則第153条第3号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 空調設備や換気設備を設置し、温度や湿度等を定格環境条件の範囲内に維持する措置

(イ) 放熱器の設置の措置

エ 立入りへの対策

ヘッドエンドを収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易にヘッドエンドに触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること（規則第153条第4号関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

(ア) 建築物等への施錠、警備員による入退室管理、防犯ブザーや監視カメラの設置の措置

(イ) 常駐警備員による巡回警備の措置

(10) 耐雷対策

有線放送設備は、雷害を防止するための耐雷トランスの設置その他の措置が講じられていること（規則第154条において準用する第114条関係）。

例えば、次の措置又はこれと同等と認められる措置が講じられていること。

なお、本措置は、落雷による機器の損壊等による放送の業務への影響を軽減するために講じるものである。

ア ヘッドエンドでの適切な接地線の配線の措置

イ 電源設備での適切な接地線の配線及び避雷器の設置の措置

ウ 伝送路設備に対する適切な接地等の措置

エ 引込線に光ファイバを使用し、宅内までその光ケーブルを引き込む

場合にはテンションメンバ等にFRP等のノンメタリック材を使用する措置

別添2 放送の区分と送信の標準方式について（第3条(7)イ、第7条(4)イ及び第12条(7)ア(イ)関係)

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1) 地上基幹放送局を用いて行う中波放送

中波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第85号）の規定に適合するものであること。

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

ア アナログ放送を行う場合

超短波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第86号）の規定に適合するものであること。

イ デジタル放送を行う場合

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

ウ 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う場合

超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第89号）の規定に適合するものであること。

エ 超短波データ多重放送を行う場合

超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第90号）の規定に適合するものであること。

(3) 地上基幹放送局を用いて行うコミュニティ放送

(2)の規定に適合するものであること。

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

ア 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う場合

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

イ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う場合

標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

ウ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送を行う場合

標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第91号）第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

エ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン文字多重放送を行う場合

標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第92号）の規定に適合するものであること。

オ 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送を行う場合

標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第93号）第1章及び第2章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送

ア 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う場合

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章、第5章及び第6章の規定に適合するものであること。

イ 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う場合

標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第88号）第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

ウ 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送を行う場合

標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第93号）第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

(6) 移動受信地上基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）第1章及び第4章の規定に適合するものであること。

2 登録衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行う登録衛星一般放送の品質

衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第94号）の規定に適合するものであること。

別添3 (第12条(7)イ(イ)関係)

波長 (nm)

<u>1530.33</u>	<u>1553.33</u>	<u>1577.03</u>	<u>1601.46</u>
<u>1531.12</u>	<u>1554.13</u>	<u>1577.86</u>	<u>1602.31</u>
<u>1531.90</u>	<u>1554.94</u>	<u>1578.69</u>	<u>1603.17</u>
<u>1532.68</u>	<u>1555.75</u>	<u>1579.52</u>	<u>1604.13</u>
<u>1533.47</u>	<u>1556.55</u>	<u>1580.35</u>	<u>1604.88</u>
<u>1534.25</u>	<u>1557.36</u>	<u>1581.18</u>	<u>1605.74</u>
<u>1535.04</u>	<u>1558.17</u>	<u>1582.02</u>	<u>1606.60</u>
<u>1535.82</u>	<u>1558.98</u>	<u>1582.85</u>	<u>1607.47</u>
<u>1536.61</u>	<u>1559.79</u>	<u>1583.69</u>	<u>1608.33</u>
<u>1537.40</u>	<u>1560.61</u>	<u>1584.53</u>	<u>1609.19</u>
<u>1538.19</u>	<u>1561.42</u>	<u>1585.36</u>	<u>1610.06</u>
<u>1538.98</u>	<u>1562.23</u>	<u>1586.20</u>	<u>1610.92</u>
<u>1539.77</u>	<u>1563.05</u>	<u>1587.04</u>	<u>1611.79</u>
<u>1540.56</u>	<u>1563.86</u>	<u>1587.88</u>	<u>1612.65</u>
<u>1541.35</u>	<u>1564.68</u>	<u>1588.73</u>	<u>1613.52</u>
<u>1542.14</u>	<u>1565.50</u>	<u>1589.57</u>	<u>1614.39</u>
<u>1542.94</u>	<u>1566.31</u>	<u>1590.41</u>	<u>1615.29</u>
<u>1543.73</u>	<u>1567.13</u>	<u>1591.26</u>	<u>1616.13</u>
<u>1544.53</u>	<u>1567.95</u>	<u>1592.10</u>	<u>1617.00</u>
<u>1545.32</u>	<u>1568.77</u>	<u>1592.95</u>	<u>1617.88</u>
<u>1546.12</u>	<u>1569.59</u>	<u>1593.79</u>	<u>1618.75</u>
<u>1546.92</u>	<u>1570.42</u>	<u>1594.64</u>	<u>1619.52</u>
<u>1547.72</u>	<u>1571.24</u>	<u>1595.49</u>	<u>1620.50</u>
<u>1548.51</u>	<u>1572.06</u>	<u>1596.34</u>	<u>1621.38</u>
<u>1549.32</u>	<u>1572.89</u>	<u>1597.19</u>	<u>1622.25</u>
<u>1550.12</u>	<u>1573.71</u>	<u>1598.04</u>	<u>1623.13</u>

<u>1550.92</u>	<u>1574.54</u>	<u>1598.89</u>	<u>1624.01</u>
<u>1551.72</u>	<u>1575.37</u>	<u>1599.75</u>	<u>1624.89</u>
<u>1552.52</u>	<u>1576.20</u>	<u>1600.60</u>	